



一般財団法人国際都市おおた協会

# 第1次中期経営計画

～GOCA スタートアッププラン～

令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）

令和2年（2020年）5月

G O C A

Global City Ota Cooperation Association



## はじめに

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中で広がっており、甚大な被害をもたらしています。今回の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、罹患された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。開催を待ち望んでいた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は 1 年間延期されることになりましたが、誰もが安全・安心な状況で開催できるよう、この事態が早期に収束することを切に願っています。

さて、一般財団法人国際都市おおた協会は、平成 29 年（2017 年）12 月 21 日に設立してから早くも 2 年が経過し、3 年目を迎えています。この間、大田区民の皆様をはじめ、多くの方々から温かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

去年は「平成」から「令和」へと元号が変わり、新たな時代の幕開けとなりました。労働力人口の減少と経済・産業のグローバル化が急速に進展する中で新たな在留資格による外国人労働者の受入れが始まったほか、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会において、多様性豊かなメンバーで構成された日本代表が史上初のベスト 8 に進出し、日本中が熱狂の渦に包まれたことは記憶に新しい出来事です。

また、大田区においては、日本のゲートウェイである羽田空港に隣接する跡地第 1 ゾーンで新産業創造・発信拠点の形成に向けた取組が進み、第一期事業のまち開きが予定されているなど、「国際都市おおた」にふさわしい魅力あるまちづくりが着実に進められています。

こうした中で策定した第 1 次中期経営計画では、今後 4 年間の協会運営における羅針盤として、経営理念や経営方針、事業展開の方向性を決めました。計画の愛称である「GOCA スタートアッププラン」には、当協会が将来に向けた礎を強固にし、成長を続けていくという決意を込めています。

当協会は、「国際都市おおた」の一翼を担う組織として、大田区民の皆様により信頼されるよう努めるとともに、地域の様々な力を結集し、多様な文化や価値観が共生する社会の実現をめざして取り組んでまいりますので、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 2 年（2020 年） 5 月

一般財団法人国際都市おおた協会  
理事長 成 田 浩



# 目 次

## I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・背景 ..... 1
- 2 計画の位置付け・計画期間 ..... 7

## II 基本的な考え方

- 1 経営理念 ..... 8
- 2 経営方針 ..... 8

## III 実施計画

- 1 計画の体系 ..... 9
- 2 計画事業 ..... 10

### 経営方針1 外国人住民が安心して暮らせるための支援を行います

- 1-1 生活支援の充実 ..... 10
- 1-2 災害時支援体制の強化 ..... 14

### 経営方針2 区民の参画と協働を促進して交流を育みます

- 2-1 国際交流・理解・協力の促進 ..... 16
- 2-2 区民の活躍推進 ..... 20

### 経営方針3 自立した経営体制を構築します

- 3-1 組織体制の強化 ..... 22
- 3-2 財政基盤の確立 ..... 26

## IV 計画の実現に向けて

- 1 計画の推進体制 ..... 28
- 2 計画の進行管理 ..... 29

---

---

# I 計画策定にあたって

---

---

## 1 計画策定の趣旨・背景

### (1) 「国際都市おおた」実現に向けた大田区の歩み

大田区（以下「区」という。）は、平成20年（2008年）10月に「大田区基本構想」を策定し、区のめざすべき将来像として「地域力<sup>\*1</sup>が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市<sup>\*2</sup> おおた」を掲げ、国際都市としての魅力を高めるための様々な取組を行ってきました。

平成22年（2010年）3月に「大田区多文化共生<sup>\*3</sup>推進プラン」を策定したことをはじめ、同年9月には区の多文化共生施策の拠点施設として大田区多文化共生推進センター（愛称「mics<sup>ミックス</sup>おおた」。以下「多文化共生推進センター」という。）を開設し、相談窓口の運営や交流・学習機会の提供等、外国人住民<sup>\*4</sup>が安心して暮らせるよう取り組んできました。その後、区を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、平成27年（2015年）3月に「大田区多文化共生推進プラン（改訂版）」を策定し、多文化共生施策を力強く推進してきました。

こうした中、平成28年（2016年）6月には、区における国際都市の定義を定め、「国際都市おおた」の実現に向けた指針を示すとともに、区の姿勢をわかりやすく発信するため、平成29年（2017年）3月12日の区制70周年記念式典において「国際都市おおた宣言（以下「宣言」という。）」を行いました。宣言では、国際都市をめざすうえで欠かせない3つの要素である、訪れる人をおもてなしの気持ちで迎える「観光」の魅力、多様性が尊重される「多文化共生」の大切さ、豊かな未来をつくる「産業」の力強さを、地域の力を活かして推進していくことを表明しています。

そして、平成31年（2019年）3月には、新たに「『国際都市おおた』多文化共生推進プラン」を策定し、より一層「国際都市おおた」の魅力を高め、外国人住民を含む区民の誰もが安心・快適に生活し、地域の中で生き生きと活躍できるまちづくりを進めています。

---

\*1 地域力：区では「区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPOなど様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力」と定義している。

\*2 国際都市：区では「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすくなる平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。

\*3 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書（平成18年（2006年）3月）」）。

\*4 外国人住民：本計画では、外国籍住民だけでなく、届出により日本国籍を取得した人や親が外国出身者で日本国籍を持つ人など、外国にルーツを持つ人を総称して「外国人住民」と表記している。

## (2) 一般財団法人国際都市おおた協会の設立

一般財団法人国際都市おおた協会（Global City Ota Cooperation Association：略称GOCA。以下「協会」という。）は、区における国際交流等を推進し、地域の活性化に寄与することを目的として平成29年（2017年）12月21日に設立されました。

平成30年（2018年）4月から活動を開始し、区から移管された事業を着実に実施するほか、協会独自の新たな事業を展開しています。

すでに区の観光・産業施策の中心として様々な活動を行っている一般社団法人大田観光協会や公益財団法人大田区産業振興協会のように、協会も宣言の具現化及び「国際都市おおた」の実現に貢献できるような組織へと成長し、積極的な取組を行っていくことが期待されています。

### **国際都市おおた宣言** ～地域力で世界にはばたく～

おもてなしの翼を広げ 世界中の人々を歓迎しよう  
暮らしが息づく多彩な魅力あるまちとして  
訪れる人を迎えます

ふれあいの翼を広げ 多様な文化を分かち合おう  
互いの個性を認め誰もが活躍できる  
笑顔あふれるまちをつくります

みらいの翼を広げ 豊かな明日をともにつくろう  
おおたが誇る匠の技が世界の期待に応え  
新しい産業をつくります

大田区は、日本のゲートウェイとして、  
地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、  
世界にはばたく「国際都市おおた」を宣言する。

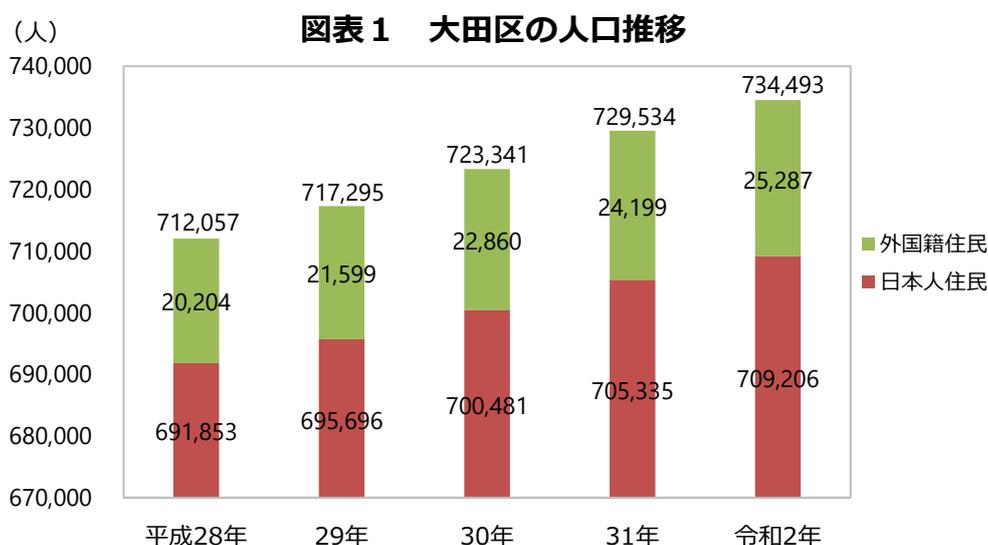
平成29年3月12日 大田区

### (3) 外国籍住民の増加

区の外国籍住民は令和2年(2020年)1月1日現在で2万5,287人となっており、区の総人口73万4,493人のうち約3.4%を占めています。

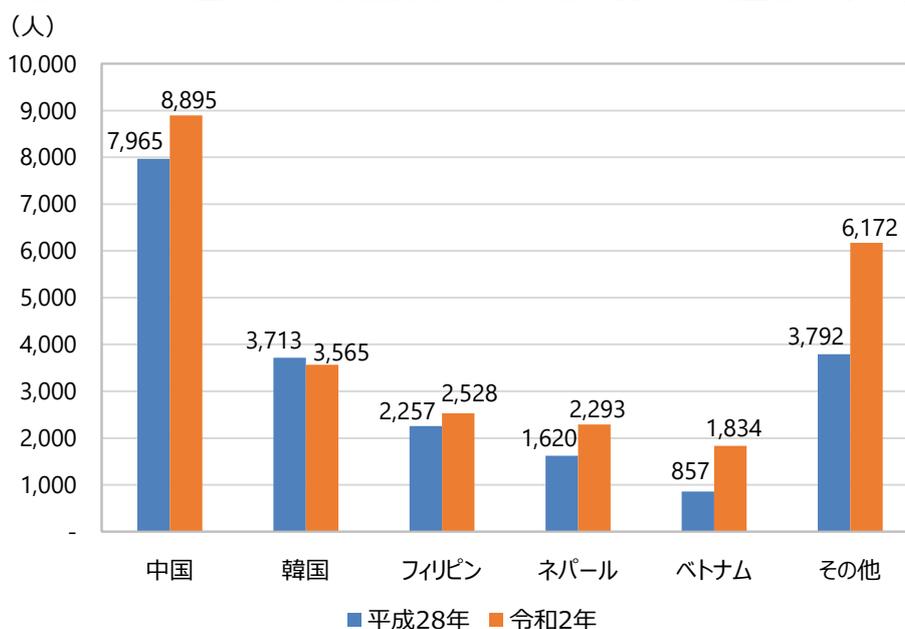
国籍・地域別では、中国が8,895人と最も多く、次いで韓国が3,565人、フィリピンが2,528人、ネパールが2,293人、ベトナムが1,834人となっています。中国人が依然として3分の1以上を占めるものの、近年は特にベトナム人の増加が著しく、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)までの4年間で2倍以上になっています。

外国籍住民が増加を続ける中、協会はその動向を的確に見極めつつ、外国籍住民が地域の一員として活躍し、安定した生活を送れるよう支援していく必要があります。



出典：大田区 HP (各年1月1日現在)

図表2 大田区の外国籍住民の国籍・地域別人口(上位5か国)



注記：平成28年の「中国」には「台湾」を含み、「韓国」には「朝鮮」を含んでいます。

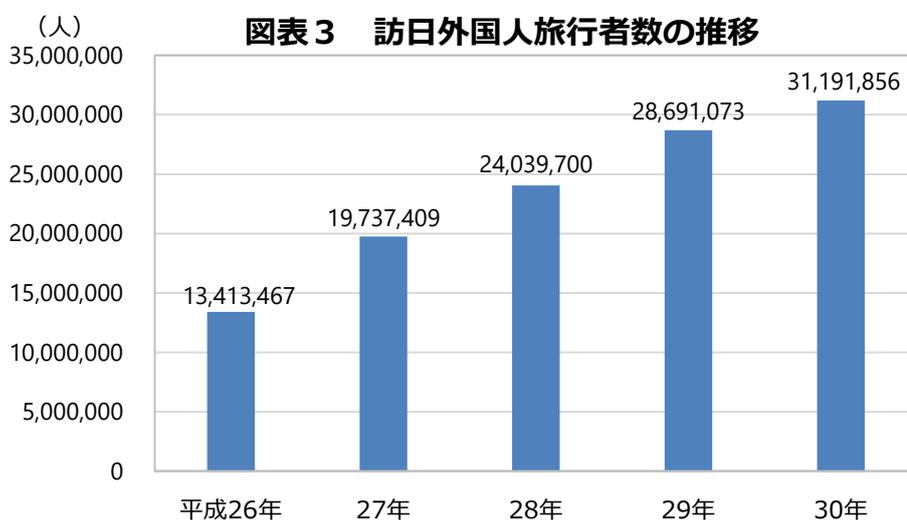
出典：東京都総務局 HP (各年1月1日現在)

#### (4) 訪日外国人の増加

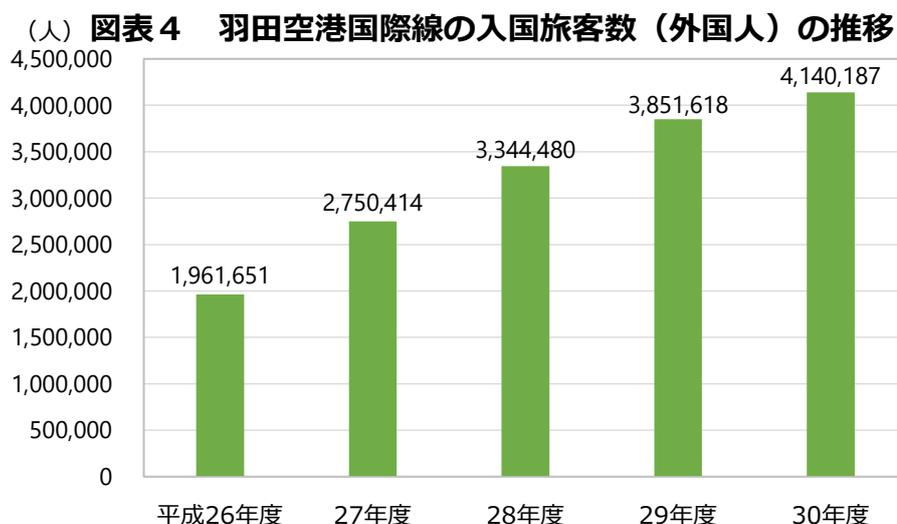
平成30年(2018年)の訪日外国人旅行者数は約3,119万人となり、平成26年(2014年)からの4年間で約2.3倍に増加しました。羽田空港国際線を利用した入国旅客数も年々増加し、平成30年度(2018年度)には約414万人が区に降り立っています。

また、区は観光統計・マーケティング調査において、平成29年(2017年)の観光入込客数を日本人と外国人合わせて約3,340万人と推計しています。

しかしながら、令和2年(2020年)2月以降は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響で訪日外国人旅行者数が大幅に減少<sup>\*5</sup>しています。航空機の減便や運休が相次ぎ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期も決定するなど、先行きが不透明な状況ではあるものの、協会としては、新型コロナウイルス感染症が収束した後の訪日外国人の増加や経済回復に向けて、区の観光・産業部門と連携し、区の魅力発信等に積極的に協力していく必要があります。



出典：独立行政法人国際観光振興機構(日本政府観光局/JNTO)HP



出典：東京国際空港ターミナル株式会社HP

\*5 令和2年(2020年)の訪日外国人旅行者数の推計値は、2月が前年同月比152万人(58.3%)減の108万5千人、3月が前年同月比256万人(93%)以上減の19万4千人だった(独立行政法人国際観光振興機構HP)。

## (5) 外国人材の受入れ拡大・促進

少子高齢化による人材不足の解消に向け、国は外国人の受入れを拡大する方向に舵を切り、平成30年(2018年)12月に「出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)」を改正し、新たな在留資格「特定技能1号・2号」を創設しました。改正入管法は平成31年(2019年)4月1日から施行され、人材不足が深刻な14業種(特定産業分野)で一定の専門性と技能を有する外国人の就労が認められています。

なお、国は特定技能1号による受入れ人数を、令和元年度(2019年度)からの5年間で26万2,700人から最大34万5,150人と想定しています。

区は機械金属加工を中心に高い技術を有する中小企業が集積している全国有数の都市であり、今後これらの企業が事業を継続・発展させていくためには、担い手となる人材を安定的に確保していくことが求められています。

また、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められる中、介護分野をはじめとした福祉人材の確保は喫緊の課題であり、外国人材のさらなる活用と定着のための支援が必要になります。

図表5 特定技能1号と2号の比較

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	通算で5年まで(4か月、6か月又は1年ごとの更新)	上限なし(6か月、1年又は3年ごとの更新)
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能 ※試験等で確認(第2号技能実習*6を修了した外国人は試験等を免除)	熟練した技能 ※試験等で確認
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力 ※試験等で確認(第2号技能実習を修了した外国人は試験等を免除)	なし ※試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	配偶者と子に限り要件を満たせば認められる
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外
特定産業分野	14分野全てが対象 ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業	2分野のみが対象 ⑥建設 ⑦造船・船用工業

\*6 技能実習：入管法別表第一の二に掲げられている在留資格。企業等と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもの。日本で培われた技能等の開発途上国等への移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としている。企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動(第1号技能実習)、2・3年目の技能等に習熟するための活動(第2号技能実習)、4年目・5年目の技能等に熟達する活動(第3号技能実習)の3つに分けられる。

## (6) 持続可能な世界の実現に向けて

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が山積する中、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」が盛り込まれました。SDGsでは貧困や飢餓の撲滅、産業・技術革新、環境保護など、17のゴールと169のターゲットを定め、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

このアジェンダには「政府、国会、国連システム、国際機関、地方政府、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである」と記され、先進国を含む全ての人々がこのアジェンダに関与していくことが求められています。

また、社会的課題の解決は、これまで主に公的機関の役割とされてきましたが、SDGsでは公的機関・民間機関を問わず、それぞれの強みを活かし、連携して持続可能なまちづくりをめざすことが重要であるとされ、いまや国際社会の潮流となっています。

「国際都市おおた」実現のためには、こうした国際社会の目標も意識し、協会としてできることを常に模索して取組を進めていくことが必要です。

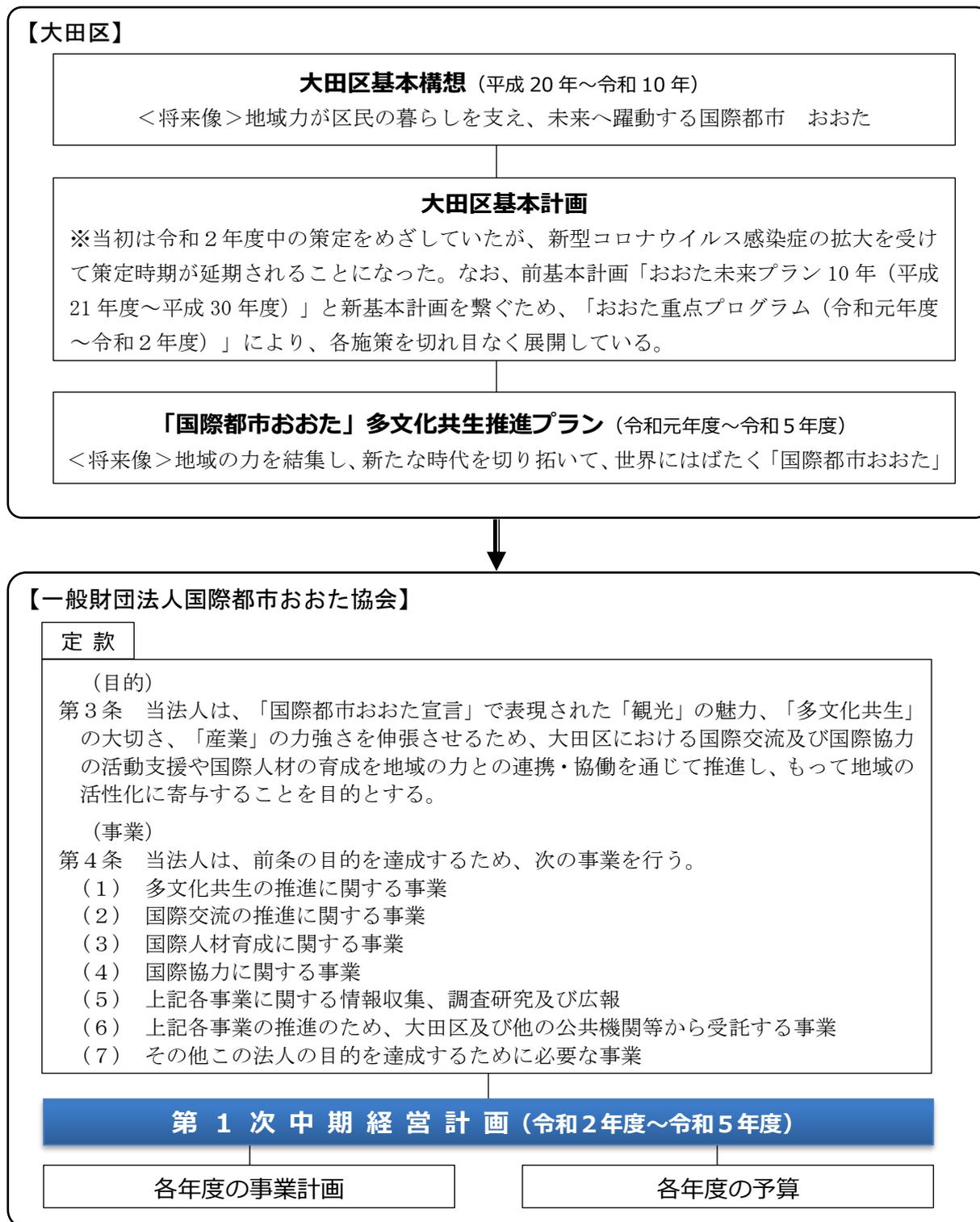


本計画は、このような背景や課題を踏まえ、協会が「国際都市おおた」を実現するための中核組織としての役割を果たすとともに、自立した運営及び効果的な事業推進を図り、持続的に成長していくことを目的として策定するものです。

## 2 計画の位置付け・計画期間

本計画は、協会運営にあたっての基本的な考え方、今後の方向性などを示すものであり、各年度の事業計画、予算編成及び事業運営の指針となります。

なお、本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4か年とします。



---

---

## II 基本的な考え方

---

---

### 1 経営理念

宣言を具現化するためには、区、外郭団体、学校、企業、ボランティア等が適切な役割分担を行い、それぞれが持てる機能を十分発揮するとともに、相互に連携して取組を進めていくことが重要です。

その中で協会は、多文化共生を推進するための中心的な存在として「国際都市おおた」を牽引していく大きな役割があり、地域の様々な課題を解決し、区民の活躍を促進するコーディネート機能を果たしていく必要があります。このことを踏まえ、将来に向けた協会のあるべき姿を経営理念として定めます。

**国際都市おおた協会は、新たなステージに向けてはばたく「国際都市おおた」の一翼を担い、地域の様々な力を結集して、多様な文化や価値観が共生する社会の実現をめざします。**

### 2 経営方針

経営理念に基づき、各事業の実施に向けた方針を以下のとおり定めます。

#### 経営方針1 外国人住民が安心して暮らせるための支援を行います

言語や文化の違いにより生じる様々な課題の解決に向け、外国人住民が必要とする行政サービスや情報の提供やサポート体制の構築など、地域の中で外国人住民が安心して暮らしていくための支援を行っていきます。

#### 経営方針2 区民の参画と協働を促進して交流を育みます

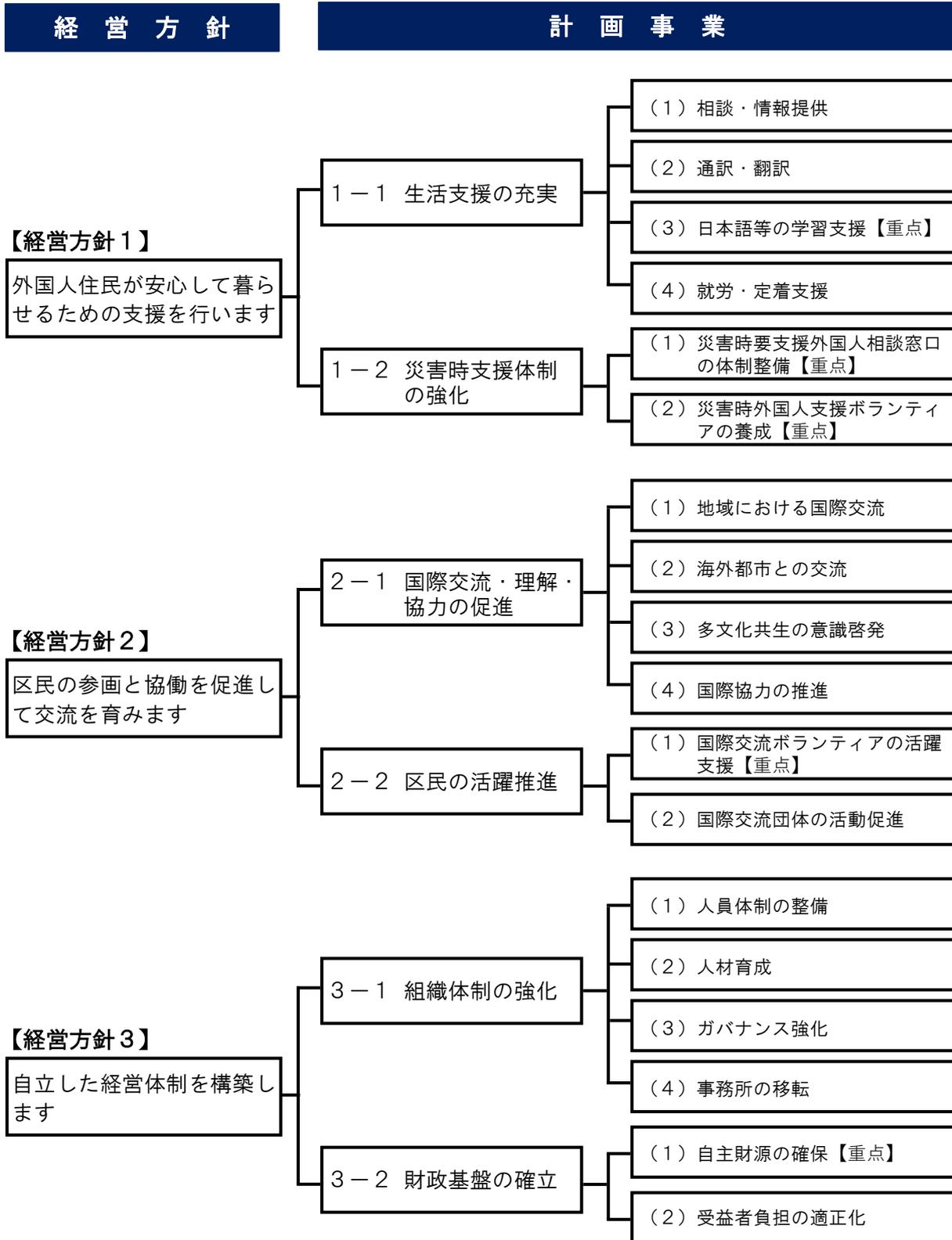
日本人住民と外国人住民がふれあえる機会の提供、異なる文化・習慣・歴史等の理解啓発、国際協力の活動支援、ボランティアの活躍機会の創出などを通じて、多文化共生・国際交流に対する区民の意欲や熱意を高めることにより、外国人住民を含む区民の自主的な参画と協働を促進し、交流を育んでいきます。

#### 経営方針3 自立した経営体制を構築します

働き方改革関連法への対応をはじめとする人事・給与制度の最適化、協会の将来を担う職員の育成、持続可能な運営を支える自主財源の確保など、協会が「国際都市おおた」の中核組織として成長し、自立した経営体制を構築していきます。

# Ⅲ 実施計画

## 1 計画の体系



※【重点】と記載のある計画事業は、本計画の重点事業です。

## 2 計画事業

### 経営方針1 外国人住民が安心して暮らせるための支援を行います

#### 1-1 生活支援の充実

##### (1) 相談・情報提供

###### <現状・課題>

多文化共生推進センターに多言語相談窓口を設置し、生活相談や情報提供を行っています。多言語相談窓口を訪れる相談者数は年々増加傾向にあり、相談内容は住民登録等の行政手続から仕事や子育て、住宅のことなど多岐に渡るほか、複雑な相談も増えていることから、区や関係機関と連携した適切な対応が求められています。

また、平成30年度（2018年度）の大田区多文化共生実態調査では外国籍住民の多言語相談窓口への認知度が20%にとどまっており、さらなる周知に向けた取組が必要です。

###### <今後の方向性>

日常生活の様々な困りごとを相談できる身近な窓口の存在は外国人住民にとって非常に重要です。そのため、区や関係機関との連携を深め、迅速な問題解決につなげるとともに、イベントでのチラシ配布等、機会を捉えた広報を行い、多言語相談窓口の認知度向上に努めていきます。

また、日本の生活習慣・ルール・マナーについては、より多くの外国人住民に届けられるように、多言語相談窓口で広く情報提供を行い、外国人住民が地域で円滑な生活を送るためのサポートをしていきます。

加えて、令和4年度（2022年度）の協会事務所の移転に併せて多言語相談窓口も移転する予定のため、運営方法の見直しを検討していきます。

###### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
多言語相談	実施		見直し	
区内転入者に対する 生活情報支援	実施		見直し	

## (2) 通訳・翻訳

### <現状・課題>

区からの依頼に応じて、区施設等への通訳派遣及び行政情報等の翻訳・校正を行っているほか、多言語相談窓口では行政手続の際に区に提出する文書（外国で発行された証明書等）の翻訳を行っています。

区ではタブレット端末を介した通訳サービスを実施しており、各所属で外国人住民に対応することができています。そうしたこともあり、通訳派遣は減少傾向にある一方、翻訳・校正は年度ごとに増減がある状況です。

区役所の窓口、学校等で外国人住民と職員が円滑にコミュニケーションを行えないことや、外国人住民に正確な情報が伝わらないことは双方にとって大きな問題であり、トラブルにつながることもあるため、通訳・翻訳によるサポートは非常に重要です。

### <今後の方向性>

区施設等への通訳派遣及び行政情報等の翻訳・校正は今後も継続して行っていくとともに、協会の自主事業とすることをめざし、区の方針を踏まえて実施体制の見直しを行っていきます。

また、今後は区民からの通訳派遣依頼や区に提出する文書以外の翻訳依頼にも対応していくため、ボランティアによる通訳・翻訳サービスが開始できるよう準備を進めていきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
区への通訳派遣及び 翻訳の協力	実施		見直し	
区提出文書の翻訳	実施		見直し	
ボランティア通訳・ 翻訳サービスの実施	制度構築	実施		

### (3) 日本語等の学習支援【重点】

#### <現状・課題>

生活上の基本的な日本語を学ぶための初級日本語講座、中級日本語講座として外国籍保護者のための「学校プリントを読もう」、小中学校へのスムーズな就学につなげるためのこども日本語教室を開催しています。

初級・中級日本語講座については、受講者の満足度も高く、次回開講を希望する声が多いなど、一定のニーズがあります。こども日本語教室については、蒲田教室で定員を超えた申込みがあるのに対し、大森教室は受講者が少ない状況が続いています。

一方、地域で日本語の学習を支援する日本語ボランティア養成講座（入門・スキルアップ）も開催しています。平成30年度（2018年度）の講座修了者により新たなボランティア日本語教室が立ち上がりましたが、既存のボランティア日本語教室の約半数は新規スタッフを募集しておらず、また活動場所を確保することが難しい状況もあり、受講後に実際の活動につなげていくことが大きな課題となります。

#### <今後の方向性>

初級・中級日本語講座については、今後も内容をブラッシュアップしながら継続的に開催していきます。こども日本語教室は、運営の在り方を検討するとともに、教育委員会と連携した広報に取り組んでいきます。

日本語ボランティア養成講座については、ボランティアの継続的なスキルアップやボランティア同士のつながりづくりのため、入門講座とスキルアップ講座の隔年開催への変更等、必要な見直しを行いながら継続していきます。

また、外国籍の子どもの学習支援を行うボランティアを養成し、夏休みの宿題や自由研究のサポートを行っていきます。令和2年度（2020年度）から新規で開始し、継続した取組につなげていきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日本語講座の開催	実施			
日本語ボランティア養成講座の開催	実施			
子どもの学習支援	実施			

## (4) 就労・定着支援

### <現状・課題>

外国人住民が就労する際や就労先で役立つ日本語、ビジネスマナー、商習慣等を学ぶための講座を開催しています。

令和元年度（2019年度）は、区及び大田区社会福祉協議会と連携して介護施設に就労している外国人住民を対象に介護の日本語ワークショップを開催し、日本で安定した生活ができるよう支援を行ってきました。

区には就労制限のない在留資格<sup>\*7</sup>を持つ外国籍住民が多く、平成30年（2018年）12月31日現在で1万2,210人<sup>\*8</sup>と区の外国籍住民の約半数を占めています。正社員だけでなく、契約社員や派遣、パート・アルバイト等の短期就労の人もおり、日本での就労に関する知識や法律、マナー等を学ぶ場を提供し、安心して暮らしていけるようにする必要があります。

### <今後の方向性>

外国人住民の安定した就労・生活につなげるため、就労に必要な専門分野の日本語、法律、マナー等を学ぶ機会として、就労支援講座を開催していきます。令和2年度（2020年度）までの実施結果等を踏まえ、改善・継続していきます。

また、国や東京都、大学、日本語学校、専門学校での就職ガイダンス等、就労に関するサポートが充実してきている中、協会としてできることを模索していきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労支援講座の開催	実施			

<sup>\*7</sup> 就労制限のない在留資格：入管法別表第二に掲げられている「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の4つの在留資格をいう。

<sup>\*8</sup> 出典：「国際都市おおた」多文化共生推進プラン

## 1-2 災害時支援体制の強化

### (1) 災害時要支援外国人相談窓口の体制整備【重点】

#### <現状・課題>

災害時の外国人支援を行うため、平成30年（2018年）12月に区と災害時要支援外国人相談窓口の設置及び運営に関する協定を締結しました。大田区災害対策本部が設置される災害が発生した場合、区の要請に基づき多文化共生推進センターに災害時要支援外国人相談窓口を設置し、相談・問合せ対応、情報収集、翻訳、通訳派遣等の業務を行うこととなります。

また、令和元年（2019年）10月の台風19号で深刻な浸水被害が発生したことにより、従来の大規模地震対策に加え、台風による風水害対策が喫緊の課題となっております。

災害時要支援外国人相談窓口の運営は区と協働で行うため、今後、運営方針や双方の役割分担等の詳細を区と協議していく必要があります。

#### <今後の方向性>

災害時要支援外国人相談窓口の円滑な設置・運営を行うため、区と協議のうえ、職員の役割分担、情報機器の運用方法、ホームページの表示変更等を定めたマニュアルを作成するとともに、窓口の設置・運営のシミュレーション訓練を実施していきます。

令和4年度（2022年度）に事務所の移転を予定しているため、必要に応じて協定及びマニュアルの見直しを行うとともに、台風による風水害が起きた場合の区と協会の連携・対応について、新たな協定の必要性も含めて区とともに検討してきます。

また、被災状況により人員不足などの問題が生じる可能性があることから、大田区社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとの連携のほか、他県・他市の国際交流協会等との広域的な連携体制の構築に向けて区と検討していきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
災害時要支援外国人 相談窓口設置・運営 マニュアルの作成	作成	随時見直し		
シミュレーション訓 練の実施	検討	実施		
広域連携体制の構築	検討			

## （２）災害時外国人支援ボランティアの養成【重点】

### <現状・課題>

平成30年（2018年）10月から、災害時外国人支援ボランティアの登録制度を開始しています。登録にあたっては、最初に基礎講習で区の防災体制についての講義を受講することを必須とし、登録後は、協会が開催する講座を少なくとも年1回は受講することとしています。

大田区地域防災計画では、災害時外国人支援ボランティアの役割として避難所への巡回を求められていますが、現段階ではマンパワーが十分ではなく、その要請に応えることが難しい状況です。

### <今後の方向性>

災害時要支援外国人相談窓口の安定運営及び避難所への巡回体制の整備に向けて、引き続き災害時外国人支援ボランティアを募集し、災害時に備えた取組を積極的に進めていきます。

また、やさしい日本語を含めた語学力や防災・災害に関する基礎知識向上のための講座・訓練については、災害時外国人支援ボランティアが積極的に参加できるよう、個々の語学力や防災・災害に関する基礎知識に合わせて、内容を工夫しながら継続して実施していきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
災害時外国人支援ボランティアの募集	実施			
講座・訓練の実施	実施			

## 2-1 国際交流・理解・協力の促進

### (1) 地域における国際交流

#### <現状・課題>

地域における国際交流を活性化させ、相互理解を深める機会として、日本語学習者が自身の考えや体験などを発表する「日本語でスピーチ」、外国や日本の文化を紹介・体験する多文化交流会、留学生等が日本人家庭を訪問するホームビジットイベントを開催しています。

平成30年度(2018年度)には池上梅園、令和元年度(2019年度)には蒲田国際フェスティバルで開催したJAPAN DAYをはじめ、様々な事業において多くの区民の参加があり、交流をすることができる貴重な機会となっていますが、若い世代や外国人住民の参加者が少ないなどの課題があります。

#### <今後の方向性>

多文化交流会等を継続開催し、定着させていきます。より多くの人に認知され、子どもから高齢者まで様々な世代の人に気軽に参加してもらえるよう、回数の増加やシリーズ化、他の大きなイベントとの共同開催など、検討・工夫を重ねていきます。

ホームビジットイベントについても継続して行い、区民の異文化理解・親睦を深めていきます。また、将来的に短時間のホームビジットだけでなく、宿泊を伴うホームステイの実施に向けて取り組んでいきます。

そして、事業実施にあたっては、企画段階から外国人住民のボランティアの協力を募るなど、区民の活躍の場を広げていきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日本語でスピーチの開催	実施			
多文化交流会の開催	実施			
ホームビジットイベントの開催	実施			

## (2) 海外都市との交流

### <現状・課題>

区はアメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市\*<sup>9</sup>と姉妹都市\*<sup>10</sup>、中国北京市朝陽区\*<sup>11</sup>と友好都市\*<sup>10</sup>、中国大連市\*<sup>12</sup>と友好協力関係都市になっています。友好親善を深めるために交流を行っており、協会は区が実施する事業の中で住民交流などに協力をしています。

姉妹都市等との交流事業は、相手との信頼関係があってはじめて成り立つ事業です。姉妹都市等との交流が区において長年に渡り行われてきた中で、協会としてどのような取組ができるのか検討し、区と協会の役割分担や課題の整理などを行っていく必要があります。

### <今後の方向性>

姉妹都市等との交流事業は、引き続き区が主体となって実施していくものとして、区がめざす国際交流施策の具現化に協力していきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
姉妹都市等との交流 事業への協力				

\*<sup>9</sup> アメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市：大森貝塚を発見したモース博士が館長を務めたピーボディ博物館（現ピーボディ・エセックス博物館）と郷土博物館が昭和59年（1984年）に姉妹館提携を始めたことが発展して平成3年（1991年）に区の姉妹都市となった。マサチューセッツ州の北東に位置し、人口は約4万人。

\*<sup>10</sup> 姉妹都市・友好都市：法律等による明確な定義はなく、広い意味で文化交流や親善を目的とした自治体関係を指す。一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）では、「1 両首長による提携書があること」「2 交流分野が特定のものに限られていないこと」「3 交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること」の3要件全てを満たすものを姉妹都市・友好都市として取り扱っている。

\*<sup>11</sup> 中国北京市朝陽区：昭和51年（1976年）に区長が訪問し、友好交流したことをきっかけに友好関係を深め、日中平和友好条約締結20周年を迎えた平成10年（1998年）に区の友好都市となった。北京市の東部に位置し、人口は約385万人。

\*<sup>12</sup> 中国大連市：従来から産業経済分野で豊かな交流が行われていたことをきっかけとして平成21年（2009年）に区の友好協力関係都市となった。人口は約565万人。

### (3) 多文化共生の意識啓発

#### <現状・課題>

様々な国の文化や習慣に対する理解を深めるため、国際理解講座を継続して開催しているほか、令和元年度（2019年度）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の一環として、外国人おもてなし講座を開催しました。

国際理解講座は年齢を限定しない一般向けと、中学生から大学生までの若い世代を対象としたものを開催しており、一般向けの講座はシニア層を中心に多数の応募がありました。学生を対象とした講座は一般向けと比較して集客の面で課題があります。

#### <今後の方向性>

多文化共生の意識啓発を図るため、適切な見直しを行いながら、引き続き国際理解講座を開催していきます。

一般向けの講座については、世界の現状を知り、理解を深める機会として、多くの人に興味を持ってもらえるよう、テーマや内容を工夫していきます。

また、学生を対象とした国際理解講座については、学校との連携を密にし、学校を会場にするなど、より学生が参加しやすい方法を検討していきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
国際理解講座の開催				
実施				

## （４）国際協力の推進

### ＜現状・課題＞

国際社会全体の平和・安定・発展及び SDGs の達成に向けて、国際協力を推進していくことが世界の潮流となっています。

世界では7億人以上の人々が極度の貧困<sup>\*13</sup>にあるとされている中、その現状や課題解決に向けて日本人が活動していることを知り、若い世代に視野を広げてもらうため、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の出前講座のスキームを活用し、小中学校において、区にゆかりのある青年海外協力隊経験者から現地の様子、国際協力活動の内容、世界から見た日本等について話をしてもらう国際協力体験講演会を開催しています。

また、使用済み切手や書き損じはがき、海外旅行で使いきれなかった外国の通貨等、身近なものを収集して国際協力活動を行っている団体に寄付し、開発途上国での医療、教育等の支援活動につなげる「小さな国際協力」に取り組んでいます。

### ＜今後の方向性＞

国際協力のさらなる推進に向けて、国際協力体験講演会及び「小さな国際協力」の取組を継続して行っていきます。

国際協力体験講演会については、JICA だけでなく、国際交流ボランティアや NPO・NGO の人にも講師を依頼し、多様なテーマに対応できるようにしていきます。

また、実績が少ないうちは協会が企画して、学校等に対して実施の働きかけを行っていきませんが、将来的に学校等の希望に応じて講師派遣に協力する登録・派遣制度を構築するため、検討を進めていきます。

### ＜主な取組内容＞

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
国際協力体験講演会 の開催	実施・制度検討		見直し	
小さな国際協力	実施			

<sup>\*13</sup> 極度の貧困：SDGs で用いている世界銀行の国際貧困ラインでは「1日1.90ドル未満で生活する人々」と定義されている。物価変動を受けて、平成27年（2015年）10月に「1日1.25ドル」から「1日1.90ドル」に改定された。

## 2-2 区民の活躍推進

### (1) 国際交流ボランティアの活躍支援【重点】

#### <現状・課題>

協会の事業を一緒につくりあげていく国際交流ボランティアを募集し、登録したボランティアが協会の主催するイベント等のスタッフとして活躍しています。

また、通訳・翻訳講座など、国際交流ボランティアのスキルアップ講座を行い、国際人材の育成に取り組むほか、区や地域で活動している団体から依頼を受け、国際交流関連の催しの周知やボランティアの募集情報の提供などを行っています。

現状では活躍の場が限られていることから、登録していても活動まで結びついていない人が多くいます。国際交流ボランティアの特技や経験を効果的に活かしていくためにも、実際の活動機会をより多く提供する必要があります。

#### <今後の方向性>

国際交流ボランティアの登録制度を継続し、ホームページ等の様々な媒体を用いて登録の呼びかけをしていくとともに、講演会や語学講座の講師等、協会の事業で主要な役割を担い、さらに活躍の場を広げられるようにしていきます。

また、語学、企画、広報などの活動種類ごとにボランティアグループを作り、国際交流ボランティア自身が活動のコーディネーター、講座の企画等を行えるような体制を構築していきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
国際交流ボランティアの募集	実施			
スキルアップ講座の開催	実施			
ボランティアグループの形成・活動	実施			

## (2) 国際交流団体の活動促進

### <現状・課題>

区に登録している様々な国際交流団体に対して、区は国際交流施設である多文化共生推進センター及び山王会館3階・4階部分を活動場所として提供しているほか、各団体との連携を深めるため国際交流団体連絡会を開催し、意見・情報交換を行っています。

そうした中で協会は各団体との関係構築に努めつつ、事業を行う際に連携を図っています。

### <今後の方向性>

引き続き各団体との連携を図り、事業を実施する際に相互協力ができる関係づくりに努めていきます。

また、今後の区における検討状況や方針等を踏まえ、地域における国際交流活動の活性化に向けて、協会としてどのような取組ができるのか検討していきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
国際交流団体との連携・協力体制の構築	実施			



### 3-1 組織体制の強化

#### (1) 人員体制の整備

##### <現状・課題>

事務局には、協会で採用したプロパー職員、区からの派遣職員等があり、管理係と事業系の2係制で運営を行っています。

この体制は、現在の事業規模に対して適正ではありますが、今後事業を拡大させていく際には、必要に応じて適切な体制を整えていく必要があります。

##### <今後の方向性>

当面は現体制によって確実に事業を推進し、今後事業を拡大する必要性が生じた場合や職員の退職によって欠員が発生した場合には新規職員の採用を行っていきます。

また、協会は区の外郭団体として、行政を補完する業務の実施や区との綿密な連携が必要になるため、引き続き区からの派遣職員を一定数受け入れることを前提に組織・人員体制を整備していきます。

##### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
区職員の派遣受入れ	実施			
新規職員の採用	検討・適宜実施			

## (2) 人材育成

### <現状・課題>

現在は日常の業務遂行の過程における OJT を中心に、機会を捉えて他の団体や企業が開催する研修やセミナーを受講しており、今後も計画的・継続的に研修を行っていく必要があります。

協会の人事・給与制度は、基本的に区の制度を準用していますが、将来の協会運営を担う人材を育成し、協会の機能を維持・向上させていくため、昇任制度の整備など、制度をブラッシュアップしていく必要があります。

### <今後の方向性>

年度ごとに研修実施計画を策定し、職場内研修の実施や外部の研修・セミナーの受講等、職員の能力向上のため計画的に研修を行っていきます。

また、職員の意欲を高め、組織の活性化を図るために人事・給与制度を改正し、職員が能力を十分に発揮できる環境づくりに努めていきます。

加えて、職員の能力開発につなげていくため、業務の継続性や円滑な事業運営、職員の適性等を考慮しつつ、定期的に職務ローテーションを実施し、様々な業務を経験できるようにしていきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
職員研修の実施	実施			
人事・給与制度の改正	検討・制度改正	適宜見直し		
職務ローテーションの実施	実施			

### (3) ガバナンス強化

#### <現状・課題>

平成20年(2008年)12月から始まっている新公益法人制度では、法人経営の自由度が増している一方、法人自治と自己責任という観点から、適正な組織運営を行っていくことが求められています。

また、企業の財務情報に加え、「ESG(環境:Environment・社会:Social・ガバナンス:Governance)」への取組状況を企業評価の尺度として捉え積極的に投資を行う「ESG投資」が世界的に広まっており、企業の持続的な成長のため、ESG経営やSDGsに取り組む企業が増えています。

協会が区の国際化推進の中核組織としての役割を果たし、必要な事業を展開していくためには、こうした社会情勢の変化を反映し、法令や社会規範の順守、不適切な行為の未然防止等に積極的に取り組むことで社会的な信頼や評価を得ていくことが必要です。

#### <今後の方向性>

必要な規程等の制定及び見直しを行い、職員に対してコンプライアンスの徹底を図るとともに、個人情報保護や情報セキュリティ対策等を強化していきます。

また、ディスクロージャーの充実、事故や災害発生に備えた危機管理の取組など、適正な組織運営に努めていきます。

評議員会及び理事会は、協会のガバナンスを機能させる上で重要な役割を担うため、法令及び定款に基づき、引き続き適切な運営を行っていきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
規程等の整備				
実施				
評議員会及び理事会 の運営				
実施				

## (4) 事務所の移転

### <現状・課題>

現在、協会事務所がある大森まちづくり推進施設は、JR 大森駅西口周辺の都市基盤施設の整備計画の範囲内にあることから、協会事務所を京急蒲田駅西口地区の共同建替え事業で区が新たに整備する施設へ令和4年度(2022年度)に移転することを予定しています。

また、現在は多文化共生推進センターに多言語相談窓口を設置していますが、協会事務所と距離が離れているため、連絡調整が難しく、窓口の状況が把握しにくい点が課題となっています。

### <今後の方向性>

令和4年度(2022年度)の協会事務所移転に向けて、区と必要な調整を行いながら、移転後の事業展開について検討し、着実に準備を進めていきます。

また、現在は多文化共生推進センター内に設置している多言語相談窓口についても、新しい事務所に移転・併設する予定のため、必要な準備を進めていきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新事務所への移転 準備	実施		移転	

## 3-2 財政基盤の確立

### (1) 自主財源の確保【重点】

#### <現状と課題>

現在の予算はほとんどが区からの補助金であるため、執行残額だけでなく、事業の参加費収入等も区に返還しています。会員制度も現段階では整っておらず、また基本財産は定期預金に預け入れているものの、依然として超低金利の状況が続いています。

こうしたことから、協会の活動資金となる自主財源を確保できていないため、協会の強みである柔軟性や機動力を活かした自主事業を展開することが困難な状況です。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後、区の税収等が減少し、補助金への影響も見込まれるため、自主財源の獲得に向けた事業展開が必要となります。

#### <今後の方向性>

区内で活躍する外国人の国際交流ボランティアによる語学講座等の自主事業を積極的に展開するとともに、現在は区の補助金で実施している事業について、その性質に応じて一部を区からの業務委託とする方向で調整することで、安定的な収入の確保につなげていきます。

また、協会の活動趣旨に賛同してくれる個人や団体の会員、ホームページのバナー等への広告掲載を募るほか、公的機関の助成金の活用を検討していきます。資産運用については、安全性とリスクを考慮しつつ、金利動向を注視しながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

今後、協会が受託者として多文化共生推進センターを運営する機会を得た場合は、協会の自主財源獲得のための大きなチャンスとなることから、他の団体や企業との競争に勝ち抜けるよう、応募に向け万全の準備を進めていきます。

#### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自主事業・区受託事業の実施	実施			
会員募集			実施	
広告募集			実施	

## (2) 受益者負担の適正化

### <現状と課題>

外国人住民のニーズに的確に対応し、様々な事業やサービスを継続的に実施していくためには、利益を受ける人が特定される場合において、適正な範囲内で受益者負担を求める必要があります。

協会が実施する事業やサービスの中には、講座の資料代など、受益者負担の考え方にに基づき事業やサービスの実施にかかる費用の一部を負担してもらっているものがあります。

多言語相談窓口における区提出文書の翻訳は、これまで無料で行っていましたが、サービスの適正化等の観点から見直しを行い、令和元年（2019年）7月から1文書につき500円の手数料を徴収しています。

### <今後の方向性>

受益者負担の考え方にに基づき、引き続き適正な金額の参加費等を徴収していくとともに、付加価値の提供による金額の見直しなどを検討し、事業収入の増加を図っていきます。

また、現在は無料で実施している事業やサービスについても、無料で実施することの妥当性を検証し、必要に応じて参加費等の徴収を検討していきます。

### <主な取組内容>

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
参加費等の徴収	実施・ 適宜見直し			

---

---

## IV 計画の実現に向けて

---

---

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画的かつ着実な実施

各年度の事業計画及び予算において、本計画に基づく具体的な取組内容を反映し、協会全体が一体となって計画的かつ着実に取組を実施していきます。

#### (2) 多様な主体との連携・協働

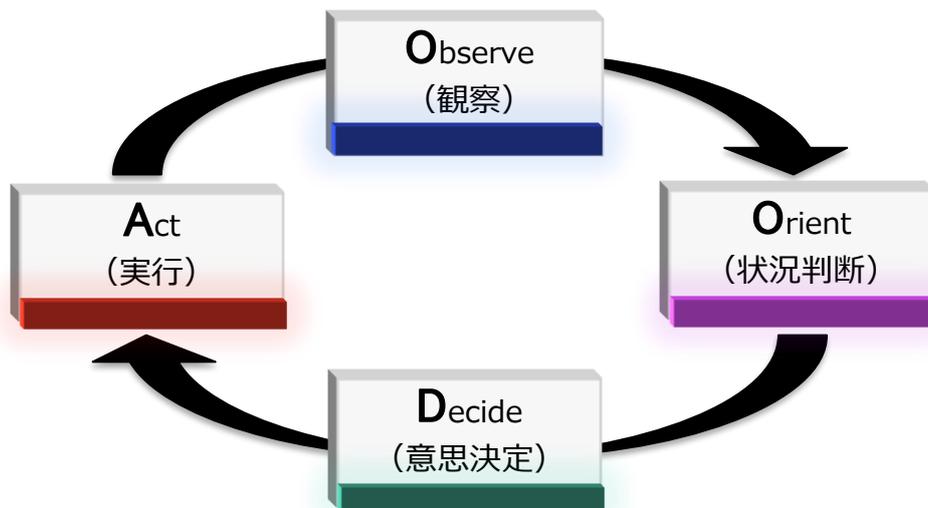
区、国際交流団体、ボランティア、学校、企業等、多様な主体と協力体制を構築し、連携・協働して取組を推進するとともに、防災、観光、産業、福祉、保健、医療、子育て、教育など、様々な分野との連携も図っていきます。

#### (3) 効率的・効果的な推進

人員・財源が限られている中、地域の様々なニーズや課題に的確に対応していくため、最新テクノロジーの活用に向けた研究など、既存の枠組みに捉われることなく、常に最適な方策を追求し、効率的・効果的に取組を推進していきます。

#### (4) 状況変化への柔軟かつ迅速な対応

目まぐるしく変化する昨今の社会経済状況においては、想定外の事態が発生することも多く、当初の計画どおりに進めることが困難な場合があります。このような状況においても計画を停滞させないよう、「OODA<sup>ウーダ</sup>ループ\*<sup>14</sup>」の考え方を取り入れ、状況の変化に応じて柔軟に方向転換を行うことで、迅速に取組を実施していきます。



\*<sup>14</sup> OODA ループ：アメリカ空軍のジョン・ボイド大佐が提唱した意思決定のプロセスに関する理論。現状に合わせた最適な判断を繰り返すことに特徴がある。PDCA サイクルは当初立てた Plan（計画）の管理が重要視されるため状況変化への対応に難点があるのに対し、OODA ループは現状観察やそれに伴う状況判断が重要とされている点で大きく異なる。PDCA サイクルは品質改善モデル、OODA ループは意思決定モデルであり本来の目的が異なるため、両者は対比できる概念ではなく共存するもの。OODA ループの考え方を理解し展開することで、意思決定のスピードを速め、PDCA サイクルが迅速に回るよう強化することができる。

## 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況を定期的に理事会及び評議員会へ報告し、適切な進行管理に努めていきます。

また、区の動向、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の改善・見直しを図っていきます。



---

---

一般財団法人国際都市おおた協会  
第1次中期経営計画  
～GOCA スタートアッププラン～

発行日 令和2年(2020年)5月発行

編集・発行 一般財団法人国際都市おおた協会 (GOCA)

〒143-0023

東京都大田区山王二丁目3番7号

大森まちづくり推進施設4階

電話：03(6410)7981 FAX：03(6410)7982

Email：info@ota-goca.or.jp

URL：https://www.ota-goca.or.jp/

---

---

